

2026年3月27日

横浜市西区みなとみらい2-2-1  
横浜ランドマークタワー18F  
ジャパニクス株式会社  
代表取締役 西川 三郎

名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号  
株式会社コプロテクノロジー  
代表取締役 西岡 秀樹

### 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく  
事後備置書類)

ジャパニクス株式会社（以下「承継会社」といいます。）及び株式会社コプロテクノロジー（以下「分割会社」といいます。）は、2026年1月15日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年3月27日を効力発生日として、分割会社が吸収分割契約に定める事業について有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を実施いたしました。

会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく定める事項は下記のとおりです。

#### 記

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2026年3月27日
2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行った分割会社の株主は、1名もありませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
株式買取請求を行った株主は、1名もありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は本分割により承継会社に承継させる債務が無いため、会社法第 789 条の適用は無く、同条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った承継会社の株主は、1 名もありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

株式買取請求を行った株主は、1 名もありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 10 日付で官報及び電子公告によって債権者に対して公告を行いました。異議を申し出た債権者は 1 名もありませんでした。

4. 本分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本分割により、承継会社は分割会社より分割会社のシステムエンジニアリングサービス事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 3 月 27 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当する事項はありません。

以上